

越前町指定ごみ袋の臨時措置について

6月10日～8月31日（予定）まで
可燃ごみ・プラごみを
「指定ごみ袋以外の袋」でも出せます

現在、中東情勢の影響により指定ごみ袋が一時的な品切れや品薄状態となっています。そのため、町指定ごみ袋以外の透明・半透明の袋（45L以内）でもごみを出すことができる臨時措置を実施します。

ごみ袋を必要量以上購入することはお控えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

使用できる袋

- ・透明、半透明の袋（45L以内）
- ・町指定ごみ袋（引き続き使用可）
- ・透明、半透明のレジ袋



使用できない袋

- ・黒色などの中身が見えない袋
- ・やぶれやすい袋
- ・紙袋、段ボール
- ・他自治体指定ごみ袋



注意点

- ・収集日、分別方法に変更はありません。
- ・期間については変更する場合があります。



お問い合わせ先

越前町役場 住民環境課 0778-34-8708